

令和9年度 能美市立認定こども園 入園手続きのご案内



保育・教育の認定に係る手続きのご案内です。保育・教育の認定には申請が必要です。

開園時間	7時から19時	大釜屋・長野・豊美・辰口
	7時30分から19時	福岡・根上南部・大成・寺井・栗生・宮竹・ 寿・国造
休園日	日曜日・祝日および12月29日から1月3日まで ※1号認定は、長期休暇（春休み・夏休み）があります。 ※休日保育（寺井保育園）では日曜・祝日も保育することができます。（別途申請） ※年末保育は、12月29日・30日に勤務の方を対象に有料で実施します。	

土曜保育の利用について、原則として両親ともに就労等の保育を必要とする理由があり、お子様を見ることができない場合に限ります。

※私立認定こども園・市外施設へ入園をご希望の場合は直接施設へお問い合わせください。



入園の基準

①給付認定の種類と区分

3つの区分の認定に応じて施設などの利用先が決まります

認定区分	対象児童	保育の必要量	教育・保育の利用時間
1号認定	3歳以上児で、教育時間を希望		教育標準時間（4時間） 8：30～12：30 ※12：30～16：00は預かり保育料がかかります ※7：00～8：00と16：30を超えると延長料金がかかります
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望 ※② P3参照	原則として 月120時間以上就労（フルタイム就労等） ※時間数以外に勤務時間帯を考慮	保育標準時間（最大11時間） 8：00～16：00 ※7：00～7：30と18：30を超えると延長料金がかかります
		原則として 月48時間以上120時間未満就労（パートタイム就労等） ※時間数以外に勤務時間帯を考慮	保育短時間（最大8時間） 8：00～16：00 ※7：00～7：30と16：30を超えると延長料金がかかります
3号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望 ※② P3参照	原則として 月120時間以上就労（フルタイム就労等） ※時間数以外に勤務時間帯を考慮	保育標準時間（最大11時間） 8：00～16：00 ※7：00～7：30と18：30を超えると延長料金がかかります
		原則として 月48時間以上120時間未満就労（パートタイム就労等） ※時間数以外に勤務時間帯を考慮	保育短時間（最大8時間） 8：00～16：00 ※7：00～7：30と16：30を超えると延長料金がかかります



②保育を必要とする事由

保育認定（２号・３号認定）を受けるためには、保護者（両親ともに）が次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

保育認定の事由（注１）		保育の必要量（原則）	利用可能期間
就労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※月 48 時間以上就労していること	保育標準時間または 保育短時間	小学校就学前まで （事由継続の場合）
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 ※新規入園の方は 4 月初日からのみとなります	保育短時間	3 ヶ月間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もない場合	保育標準時間 （産前 2 ヶ月産後 2 ヶ月）（注 2）	産前 2 ヶ月 産後最長 6 ヶ月まで
		保育短時間 （産後最長 6 ヶ月まで）	
育児休業中の 継続利用	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもが継続して利用する必要がある場合（注 3）	保育短時間	小学校就学前まで （事由継続の場合）
疾病・障害	病気、負傷、障害がある場合	保育標準時間 （状況に応じて保育短時間）	
介護・看護	親族を常時介護または看護している場合		
災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合	保育標準時間	
就学	学校または職業訓練校に通学している場合	保育標準時間または 保育短時間	
その他	上記のほか、保育が必要と認める場合		

（注 1） 保育認定の事由があり、保育を必要とする（ご家庭で保育ができない）場合のみ、認定が可能です。

（注 2） 両親が同時期に産休または育休を取得する場合は、原則として短時間認定となります。

（注 3） 新規認定の場合は、育休（父または母）は認定事由になりません。



入園手続き

①申込方法

入園を希望される園で「教育・保育給付認定（現況）申請書兼入園申込書」を受け取り、希望園に提出してください。また、現在入園している方も改めて申込が必要です。

※能美市外の認定こども園、保育園、への入園希望の場合は子育て支援課への申込が必要です。

提出期限 令和 8 年 10 月 1 日（木曜日）から 10 月 14 日（水曜日）

※年度途中に入園を希望される方（育休明けの方、妊娠・出産後に入園を希望される方等）も期間中にお申込みください。申込は、1ヶ所の園に限ります。（重複申込不可）
ただし、申請書には第2希望まで記入できます。

提出先 能美市内の施設に入園を希望の場合・・・入園を希望される市内施設

月曜日から金曜日 8時30分から18時（祝日除く）

※市内私立認定こども園は受付時間が異なる場合がありますので、各施設へご確認ください。

能美市外の施設に入園を希望の場合・・・子育て支援課

月曜日から金曜日 8時30分から17時15分までの受付（祝日除く）

必要書類 1 教育・保育給付認定（現況）申請書（兼入園申込書）（児童1人につき1枚記入してください。）
2 保育を必要とする証明

●就労	就労証明書、自営業、内職就労証明書 等
●求職活動中	求職活動申立書 等
●妊娠・出産	母子健康手帳の表紙と出産（予定）日がわかるページの写し
●育児休業中	育児休業証明書 等
●疾病・障害	診断書、身体障害者手帳 等
●介護・看護	介護・看護の状況等がわかる書類 等
●就学	在学証明書 等
●その他	保育を必要とする証明

※2人以上申込の場合は、年上児の方に関係書類を添付してください。

※父、母の証明が必要です。

※1号認定を希望する方は証明書類の必要はありません。

3 保護者のマイナンバーカード及び提出者の本人確認書類 ※P6 参照

◆未申告の場合

令和8年度の市・県民税が未確定の方は、至急申告を済ませてください。

市・県民税が未確定の場合には、認定が保留されることがあります。



◆海外赴任の場合

海外赴任などで日本に住所がなかった場合は、令和7年中の日本国外での総収入と控除額がわかる書類を添付してください。国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

②提出期限を過ぎて入園を希望する場合

- ・入園を希望する施設に空き状況を確認してください。（施設にお子さんのお名前、生年月日、いつから預けたいのかなどを話し、受入が可能であるか確認してください。）
- ・受入可能との返事があったら「給付認定申請書」などを提出してください。
必要な書類は各園にも用意してあります。必ず園の指示にそって提出してください。
- ・原則として、入園を希望する月の前月 20 日（休業日の時はその前日）が申込期限です。
期限を過ぎた場合や申込多数の場合は、希望にそえないことがあります。

③入園決定方法

給付認定（現況）申請書兼入園申込書等の提出書類をもとに、勤務状況等の保育を必要とする事由を総合的に判断し、決定します。保育の必要量、人数等により、希望の園に受け入れ出来ず、他の園にお願いする場合があります。

④決定後の注意

- ・入園申込の内容（休業・離職等の就労状況、世帯状況、ひとり親等）に変更が生じた場合、給付認定変更申請書に交付済みの給付認定証を添えて速やかに提出してください。利用できる保育時間や保育料が変更になる場合があります。（※P11 参照）
- ・給付認定申請後、申請内容と状況が異なることや虚偽の申請が判明した場合には、給付認定や入園承諾を取り消すことがあります。申請書類の記載は正しく行ってください。
- ・入園後であっても、家庭で保育が可能となった場合は退園となります。
- ・各種申請（入退園、休園等）に関しては、申請したい月の前月 20 日までに提出してください。

⑤利用までの流れ（ 令和 9 年度 4 月入園の場合 ）

「給付認定（現況）申請書兼入園申込書」を提出する



申請者の希望、保護者の勤務状況等により、市が認定及び利用調整をする



給付認定証が届く（令和 8 年 12 月末頃：新規入園の方のみ）



保育施設への入園決定（令和 9 年 2 月頃）



利用者負担額（保育料）決定通知書が届く（令和 9 年 4 月）

※途中入園の方は入園が近づきましたら、随時ご案内します。

（認定証などの通知は、入園月にお渡しします。）



個人番号（マイナンバー）の記載について

マイナンバー制度の実施により保育施設の入園手続に個人番号の記載が必要となります。
継続利用の方は省略できる場合があります。

◆利用目的について

提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給に関する事務であって、法令で定めるものに必要な目的の範囲で取り扱います。（提出を受けた個人番号は、市において厳重に保管・管理します。保育施設では保管・管理はしません。）

◆確認書類について

申請においては、家族のマイナンバーの記載をお願いしていますが、申請される保護者の方の書類のみを確認いたします。

マイナンバーを記載するにあたり以下の**マイナンバー確認書類**と**本人確認書類**が必要となります。

①マイナンバー確認書類

★マイナンバーカード（顔写真入り）

- ・通知カード(内容に変更のないもの)
- ・マイナンバー記載の住民票

いずれか1点をご提示ください。（写しでも可）

※マイナンバー記載のメモ用紙では、正確な確認ができませんので、原本が写しを必ず持参してください。

②本人確認書類

マイナンバー確認書類で★マイナンバーカード（顔写真入り）を提示した人は不要
Aの書類1点 又は Bの書類2点をご提示ください。

A	・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード 等 ・官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されたもの
B	・公的医療保険の資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 ・官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類（氏名、生年月日、住所が記載されたもの）

◎代理人が申請する場合（申請者以外が提出する場合）

- ①申請者のマイナンバー確認書類
- ②代理人の本人確認書類
- ③委任状

3点が必要となります。



◆提出時のお願い

申請書に記載されたマイナンバーを、園長又はそれに類する者が確認しますので、原則として保護者が園へ申請書を提出するようお願いいたします。

【受付期間】令和8年10月1日（木曜日）から 10月14日（水曜日）

月曜日から金曜日（祝日除く）8時30分 から 18時の受付

※園長等が不在の場合、受付できない場合がありますので、園にご確認ください。

利用者負担額（保育料）及び 副食費（おかず・おやつ等）について

1、保育料の決定方法

① 対象児童年齢

保育料は4月1日時点の年齢で算定し、年度の途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。但し、認定区分や保育の必要量に変更があった場合は、保育料が変更となることがあります。

② 算定対象となる保護者等

保護者（父母）の市民税の合算額で算定します。但し、算入者となる父又は母が市民税非課税の場合は、同居（同番地）の祖父母等（※）の市民税により算定されます。

※お住まいの建物、生計が別であっても、住民票上の同住所（同番地）の方

③ 市民税の課税状況

市民税の課税の有無と、市民税所得割の額を保育料の算定に用います。

市民税所得割の額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金等特別控除などは適用せず、これらの税額控除前の額で算定します。保育料は9月に切り替えとなります。

また、算定に必要な課税状況等の確認ができない場合は、最高額の保育料で算定することがあります。

【保育料の切り替え時期のイメージ図】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税に基づく					当年度の市民税に基づく						

2、保育料の軽減について

① 3歳児から5歳児クラスの保育料は無料となります。

② 18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）以下の児童から数えて、2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は無料（所得制限無し）となります。

③ 1号認定の方の利用料は、18歳以下の児童から数えて3人目以降の預かり保育料が無料となります。

④ 年収360万円未満相当世帯のうち、ひとり親世帯などの要保護者世帯については、生計を一にする子である場合には、上の子どもの年齢制限は無しとなります。

※「生計を一にする」とは？

必ずしも同居を必要としておらず、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には生活をともにしている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合をいいます。

（例：親元を離れ、寮で暮らす高校生など）該当すると思われる場合は市へご連絡ください。



3、副食費（おかず・おやつ等）について 【3歳児クラスから5歳児クラス対象】

①副食費（おかず・おやつ等）は、保護者の負担になります。

※主食は、持参となります。

ただし、週1回（原則として火曜日）保育施設で主食の提供があります。

②副食費（おかず・おやつ等）については、月額4,000円の徴収となります。

※第3子以降の方、年収360万円未満相当の世帯については、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。ひとり親世帯などの要保護者世帯について所得等により免除される場合があります。また、算定に必要な課税状況等の確認ができない場合は、副食費を徴収する場合があります。



4、ひとり親世帯・障害者のいる世帯等の要保護者世帯の保育料

要保護者世帯は、保育料等の減額の対象となる場合があります。

◆要保護者世帯

ひとり親と認定される世帯（所得制限有り）

世帯員が障害者手帳等を所持しており、写しを提出している（所得制限有り） 等

※離婚が確定していない状態では、父母両方のマイナンバー等の提出が必要です。但し、離婚調停中を証明する公的な書類の提出により、児童を実際に扶養している父又は母のみの市民税所得割税額で算定します。但し、算入者となる父又は母が市民税非課税の場合は、同居（同番地）の祖父母等の市民税により算定されます。

5、保育料

対象児童に、兄・姉等の上の子どもがいる場合の保育料は、次のとおり半額又は無料等になる場合があります。

◆要保護者世帯

市民税 所得割課税額	対象となる「上の子」	入園児童の保育料		
		第1子	第2子	第3子以降
77,101円未満	保護者と同一生計の子ども全て	0円～9,000円	無料	無料
77,101円以上	18歳以下の児童	園児の場合 全額	半額	無料

◆上記以外の世帯

市民税 所得割課税額	対象となる「上の子」	入園児童の保育料		
		第1子	第2子	第3子以降
57,700円未満	保護者と同一生計の子ども全て	園児の場合 全額	無料	無料
57,700円以上	18歳以下の児童	園児の場合 全額	半額	無料

6、認定証について

認定証の記載内容が変更となる場合は、認定証および変更となることを証明する書類を添えて、すみやかに変更届を提出してください。

変更届は、市内認定こども園・子育て支援課にあります。

毎月20日が締切となり、原則として申請の翌月から変更となります。



7、延長保育について

※早朝保育は、大釜屋・長野・豊美・辰口保育園のみで実施。

区分	料金	対象となる方		
		保育認定		教育認定
		標準時間	短時間	
（早朝） 7時～7時30分になるまで	100円/回	○	○	○
（早朝） 7時30分～8時になるまで	100円/回	—	—	○
（夕方） 16時30分～17時になるまで	100円/回	—	○	○
（夕方） 17時～17時30分になるまで	100円/回	—	○	○
（夕方） 17時30分～18時になるまで	100円/回	—	○	○
（夕方） 18時～18時30分になるまで	100円/回	—	○	○
（夕方） 18時30分～19時になるまで	100円/回	○	○	○

利用者負担額（保育料）

《保育認定2・3号 保育標準時間》

※18歳以下の児童から数えて2人目の保育料は半額、
3人目以降の保育料は無料（所得制限無し）となります。
※（ ）はひとり親世帯等が対象となります。

階層区分		保育標準時間					
		3号				2号	
		0歳児		1・2歳児		3歳以上児	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
1	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
2	市民税非課税世帯 【～約260万円】						
3	市民税所得割課税額 48,600円未満 【～約330万円】	17,000 円 (8,000 円)	0 円	15,000 円 (7,000 円)	0 円		
4	市民税所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満) 【～約360万円】	24,000 円 (9,000 円)	0 円	19,000 円 (9,000 円)	0 円		
	市民税所得割課税額 97,000円未満 【～約470万円】	24,000 円	12,000 円	19,000 円	9,500 円		
5	市民税所得割課税額 169,000円未満 【～約640万円】	31,000 円	15,500 円	24,000 円	12,000 円		
6	市民税所得割課税額 301,000円未満 【～約930万円】	33,000 円	16,500 円	26,000 円	13,000 円		
7	市民税所得割課税額 301,000円以上 【約930万円～】	34,000 円	17,000 円	27,000 円	13,500 円		

《保育認定2・3号認定 保育短時間》

階層区分		保育短時間					
		3号				2号	
		0歳児		1・2歳児		3歳以上児	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
1	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
2	市民税非課税世帯 【～約260万円】						
3	市民税所得割課税額 48,600円未満 【～約330万円】	16,000 円 (7,500 円)	0 円	14,000 円 (6,500 円)	0 円		
4	市民税所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満) 【～約360万円】	23,000 円 (9,000 円)	0 円	18,000 円 (9,000 円)	0 円		
	市民税所得割課税額 97,000円未満 【～約470万円】	23,000 円	11,500 円	18,000 円	9,000 円		
5	市民税所得割課税額 169,000円未満 【～約640万円】	30,000 円	15,000 円	23,000 円	11,500 円		
6	市民税所得割課税額 301,000円未満 【～約930万円】	32,000 円	16,000 円	25,000 円	12,500 円		
7	市民税所得割課税額 301,000円以上 【約930万円～】	33,000 円	16,500 円	26,000 円	13,000 円		

※年度の途中で3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度末までは3号認定の利用者負担額（保育料）となります。

《教育認定1号認定》

1号認定 ・ 3歳以上児							
教育標準利用				預かり保育を利用する場合			
階層区分		教育標準保育料		預かり保育料	教育標準 + 預かり保育料	階層区分	
		8:30～12:30		12:30～16:00	8:30～16:00		
		第1子	第2子		第1子 第2子		
1	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	1 生活保護世帯
2	市民税非課税世帯 (所得割非課税及び均等割課税世帯を含む) 【～約270万円】			2,000 円	2,000 円	2,000 円	2 市民税非課税世帯
3	市民税所得割課税額 77,100円以下 【～約360万円】						3-① 市民税所得割課税額 48,600円未満
							3-② 市民税所得割課税額 77,100円以下
4	市民税所得割課税額 211,200円以下 【～約680万円】						4-① 市民税所得割課税額 97,000円未満
							4-② 市民税所得割課税額 169,000円未満
							4-③ 市民税所得割課税額 211,200円以下
5	市民税所得割課税額 211,201円以上 【約680万円～】						5-① 市民税所得割課税額 301,000円未満
							5-② 市民税所得割課税額 301,000円以上

能美市立認定こども園一覧表

施設名	定員	所在地	電話番号 市外局番 (0761)	FAX番号 市外局番 (0761)	受入年齢	延長	早朝	病後児	休日
大釜屋保育園	150	〒929-0122 大浜町△59	55-1082	55-1082	6ヵ月～	○	○		
福岡保育園	165	〒929-0107 福岡町甲25	55-0662	55-0662	2ヵ月～	○			
根上南部保育園	235	〒929-0125 道林町寅10	55-0084	55-2081	2ヵ月～	○			
大成保育園	130	〒929-0113 大成町又38	55-0322	55-0315	2ヵ月～	○			
寺井保育園	180	〒923-1121 寺井町た8-5	57-0323	57-0366	2ヵ月～	○			○
長野保育園	175	〒923-1115 大長野町二130-1	57-0430	57-0516	2ヵ月～	○	○		
栗生保育園	195	〒923-1124 三道山町ハ31	57-0284	58-2301	2ヵ月～	○		○	
豊美保育園	85	〒923-1122 東任田町口16	57-1180	57-1180	6ヵ月～	○	○		
宮竹保育園	95	〒923-1205 宮竹町230	51-2361	52-0923	2ヵ月～	○			
辰口保育園	160	〒923-1245 辰口町173-3	51-2284	52-0925	2ヵ月～	○	○		
寿保育園	120	〒923-1235 徳久町二8	51-2169	51-2190	2ヵ月～	○			
国造保育園	110	〒923-1224 和氣町い12	51-2473	52-0995	6ヵ月～	○			

※ 申込多数の場合は、希望園での受け入れができないなど、ご希望に添えない場合があります。

◎通常保育時間 8時から16時まで（全認定こども園共通）

◎延長保育時間 早朝7時30分から8時まで、夕方16時30分から19時まで
（勤務時間の関係で、通常保育時間前後の保育も希望される場合）

◎早朝保育時間 ○印の認定こども園で早朝7時から（勤務時間の関係で必要とされる場合）

◎病後児保育 病気の回復期にあり、集団保育は困難であるが、病後児保育は可能と
医師が認めた場合

◎休日保育 日・祝日 7時30分から19時まで（寺井保育園）

※ 延長・早朝・休日保育は、事前の申請が必要です。申請書は認定こども園にあります。

※ 普段、寺井保育園を利用している方以外も休日保育は寺井保育園での利用となります。

※ 定員は令和8年度の数で記載しています。

お問い合わせ先 各能美市立認定こども園 または 子育て支援課（電話番号 0761-58-2232）



能美市内私立認定こども園一覧表

施設名	定員	所在地	電話番号 市外局番 (0761)	FAX番号 市外局番 (0761)	受入年齢	延長	早朝	病後児	休日
福島こども園	105	〒929-0112 福島町ほ110	55-0288	55-0288	2ヵ月～	○	○		
湯野こども園	210	〒923-1104 湯谷町115-4	57-1161	57-1161	2ヵ月～	○			
わかばみどり こども園	115	〒923-1222 徳山町上149-1	51-4444	52-0977	2ヵ月～	○	○		

※定員は令和8年度の数で記載しています。

私立認定こども園のサービスについては、各認定こども園へお問い合わせください。

～給付認定変更申請について～

入園・認定要件に変更が生じ、保育利用時間の変更が必要となる場合は、下記のとおり手続きを行っていただきますようお願いいたします。

1、保育利用時間と入園・認定要件

保育必要量の区分	入園・認定要件		保育を利用できる時間
保育標準時間 (2・3号認定)	●就労時間	月120時間以上	原則的な保育時間は 8時から16時 (一日あたり最長11時間) ※早朝7時から7時30分まで、夕方18時30分から 延長保育料がかかります
	●就学時間	(休憩時間を含む)	
	●妊娠・出産(産前2ヵ月、産後2ヵ月)		
	●介護・看護		
保育短時間 (2・3号認定)	●災害復旧		原則的な保育時間は 8時から16時 (一日あたり最長8時間) ※早朝7時から7時30分まで、夕方16時30分から 延長保育料がかかります
	●就労時間(※1)	月48時間以上	
	●就学時間(※1)	月120時間未満 (休憩時間を含む)	
	●妊娠・出産(産後最長6ヵ月まで)		
	●育児休業取得時の継続利用(※2)		
	●介護・看護		
	●求職活動(最長3ヵ月まで)		

※1 勤務時間、就学時間、通勤時間を含めて保育短時間の時間帯(16時30分)を越える場合に該当する際は、標準時間とすることができる。

※2 育児休業を取得した際は、短時間とする。必ず育児休業証明が必要。また育児休業から復職する際は、復職する月より標準時間とする。(但し、復職先が標準時間に該当する就労要件に限る)

【例】復職日が5月20日の場合 ⇒ 5月1日から標準時間。4月30日まで短時間。

◎1号認定の標準的な教育時間は、8時30分から12時30分で、16時までは預かり保育としての保育となります。

※別途、預かり保育料2,000円が必要な場合があります。

2、保育利用時間変更申請

保育利用時間の変更(切替)については、原則**月単位**となります。

※月途中で保育利用時間は変更できません。月途中で保育利用時間を延長したい場合は、延長保育(有料)を利用していただくことになります。



【保育利用時間変更申請方法】

- ① 保育時間を**変更したい月の前月の20日まで**に施設へ給付認定変更申請書及び現在お持ちの給付認定証を提出ください。(市外施設利用の方は、子育て支援課まで提出ください。)
- ② **申請の翌月から、保育利用時間が変更**となります。

※保育利用時間変更申請の際には、入園・認定要件が変更となることを証明する書類(ex.求職活動⇒就労変更の場合は勤務証明書)の提出が必要となりますが、勤務開始以降でないと就労証明書が発行されない等の理由により、**申請時に証明書類を提出できない場合があっても申請することができます。(但し、変更申請してから1ヵ月以内に提出する必要があります。)**

3、認定要件、料金等に係るその他の変更

ご家庭の状況(住所、世帯員の増減、離婚、再婚など)に変更があった場合は、手続きが必要な場合があります。該当する方は、利用している施設(市外施設利用の方は子育て支援課)までお知らせください。

※原則として変更申請の翌月からの変更となります。